

自動送金サービス規定

1. (送金指定項目の届出)

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめ受取人、期間、送金月、送金日、送金金額等をご指定のうえ当行へお届けください。当行は、指定された日に指定金額を口座振替の方法により申込人の預金口座から引落しのうえ受取人預金口座へ送金いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

2. (手数料)

- (1) このお取扱いにあたっては、送金の都度当行所定の振込手数料および取扱手数料をいただきます。
- (2) 取扱手数料および振込手数料が改定された場合は、改定後の手数料により引落してください。

3. (送金日)

送金日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金いたします。また、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金いたします。

なお、当該末日が銀行休業日の場合は、指定の営業日に送金いたします。

4. (送金額)

送金額は、原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回一定額を加算することが出来ます。この場合、指定月、指定金額は毎年一定といたします。

5. (当座小切手の振出しまたは預金通帳・払戻請求書の提出の省略)

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当行所定の方法により処理いたします。

6. (指定預金口座の残高不足時の処理)

指定預金口座の残高が送金日（午前9時～午後3時）において送金額および手数料金額の合計に満たない場合は特に通知せずにその月の送金は取止めいたします。

また、この残高がこの契約によって引落とすべきものと、別に私がしたこの契約以外の契約によって引落とすべきものとの総額に満たないときは、そのうちどれを引落とすかは貴行の任意とします。

7. (送金の取止め・変更など)

送金を取止める場合、または送金内容を変更する場合は送金日の前営業日までに当行所定の手続をお取りください。

8. (解約)

- (1) この契約は、送金期間の満了をもって自動的に解約いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理します。
- (3) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

9. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上